

入札の周知

地方独立行政法人山口県産業技術センター契約事務取扱規程により、次のとおり一般競争入札を実施します。

令和8年2月16日

地方独立行政法人山口県産業技術センター
理事長 小関 浩幸

1 入札に付する事項	
(1)入札方式	入札参加資格要件を設定した制限付一般競争入札
(2)業務名	庁舎清掃業務
(3)概要	センター及び支援センターの清掃業務
(4)実施場所	地方独立行政法人 山口県産業技術センター (山口県宇部市あすとぴあ4-1-1)
2 日程	
(1)周知日(掲示日)	令和8年2月16日(月)
(2)入札参加申請の受付期間	周知日から令和8年3月9日(月)13時まで 必着
(3)仕様書に関する質問の受付期間	周知日から令和8年3月9日(月)17時まで 必着
(4)入札日時	令和8年3月23日(月)10時30分
(5)委託期間	令和8年4月1日 ~ 令和10年3月31日
3 契約条項を示す場所	
地方独立行政法人 山口県産業技術センター	
4 競争入札に参加する者に必要な資格	
(1)山口県内に本店を置き、山口県清掃業務委託に係る競争入札参加資格者名簿にA又はBランクで登録されていること。	
(2)山口県の定める業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく入札参加停止措置をうけていないこと。	
5 入札参加申請に関する事項	
(1)申請書類	制限付一般競争入札参加申請書
(2)申請書類等の交付方法	当センターホームページよりダウンロードすること。(https://www.iti-yamaguchi.or.jp/)
(3)申請書類の受付方法	15. 担当まで、郵送または持参すること。
6 入札参加資格の有無の通知	
(1)日時等	申請書を受付けてから3日以内(土日祝日を除く)
(2)通知方法	E-mailにて通知(原本は郵送)
7 入札関連書類の交付	
(1)交付書類	入札条件、仕様書、内容質問書、入札書、委任状、入札辞退届、受領確認書
(2)交付方法等	入札参加資格を有する者へ制限付一般競争入札参加資格確認通知書と共に、原則E-mailにて送付。
(3)受領確認	入札関連書類の交付を受けた者は、受領確認書に必要事項を記入の上、15. 担当へ返信すること。 (原則E-mail)
8 仕様書に関する質問	
(1)質問の受付方法	仕様書について質問がある場合は、質問書に記載の上、15. 担当までFAX、E-mail、郵送、持参のいずれかの方法にて提出すること。
(2)質問の回答方法	令和8年3月16日(月)17時までに質問者に対して回答書を送付する。ただし、すべての者に共通して開示する必要があると判断したときは、ホームページ上で公開する。
9 入札執行場所	
地方独立行政法人 山口県産業技術センター 第1研修室 (入札書の郵便、電信、電子メールによる送付は認めない。)	
10 保証の要否	
(1)入札保証金	免除
(2)契約保証金	免除
(3)保証人	不要
11 入札方法	
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。	
12 落札者の決定方法	
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。	
13 落札者が契約を結ばない場合の損害賠償金に関する事項	
損害賠償金の額は、当該落札者が積算した契約金額の100分の10以上の額とする。	
14 無効入札	
(1)地方独立行政法人 山口県産業技術センター契約事務取扱規程(平成21年4月1日規程第19号)第10条に該当する入札。	
(2)委任状を持参しない、代理人による入札。	
(3)入札書を提出後に書換え、引換え又は撤回を行った入札。	
(4)郵便又は電信による入札。	
(5)当初の入札に参加しなかった者が行った再度入札。	
15 担当(契約担当および入札に関する問い合わせ先)	
地方独立行政法人 山口県産業技術センター 経営管理部総務・人事グループ 山口県宇部市あすとぴあ4-1-1 電話0836-53-5050 / FAX0836-53-5070 / E-mail:nyusatsu@iti-yamaguchi.or.jp	
16 その他事項	
(1)申請書類の作成および提出にかかる費用は、申請者の負担とする。	
(2)契約書作成の要否 要	
(3)この制限付一般競争入札を行う場合に遵守すべき事項は、「地方独立行政法人山口県産業技術センター制限付一般競争入札実施要綱」および入札参加資格を有する通知とともに交付する「入札条件」による。	
(4)この入札の周知は、次年度当初予算成立を前提とした、年度開始前からの準備手続きであり、契約は予算成立後に行います。なお、予算に変更が生じた場合、あるいは予算が不成立の場合は、契約を締結しないことがあります。	
(5)この業務に係る契約は、地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約であるため、契約書には、予算の都合その他やむを得ない理由があるときは、当センターは契約を解除することができること、また、契約の解除により損害を受けた場合であっても受託者はその損害の賠償を当センターに請求することができないことを記載します。	